


(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番) 全国港20FAX第30号
(宛先)	2020年10月29日 時 分
各 四役、中執、単組委員長、地区港湾議長 殿	(発信者) 全国港湾書記局 
(件名)	

11/29 中央事前協議会の協議経過について

(本文) 1. 11月29日(木)11:00より開催した中央事前協議会は、荷主・ユーザー等が港湾地域に倉庫・物流施設を建・増設し、稼働する事案3件、革新船に係る事前協議案件は、(重要案件0件、10月26日までに地区に下した軽微事案57件)について協議を行った。

その結果、施設案件1件について中央保留・地区先行協議とし、その他の案件について了承し、地区協議に付すこととした。なお、次回の中央事前協議会は、11月27日(金)、次々回は、12月18日(金)、来年の1月は29日(金)に行うことを確認した。

2. 中央保留・地区先行とした案件について

(整理番号20-357)JFE物流(株)と月島倉庫(株)が申し入れた、川崎港東扇島にある倉庫を稼働することについて、作業体制の確認を行うために地区協議が必要と判断し、措置した。

3. 報告案件について

(1) 10月5日の中央事前協議における重要事案3件について地区協議が行われ、いずれも了承されたことが報告された。

(2) その他の報告案件について

コンテナ船等の代替配船に係わる報告案件(10月1日~10月26日)について、邦船関係9件、外船関係51件が報告され、確認した。

4. 横須賀新港ふ頭におけるフェリー新規航路開設問題について

(1) 横須賀新港ふ頭の使用可能域は限定的で、既存の荷役作業と新規フェリーの荷役の共用・共存は不可能である。問題は、港湾管理者である横須賀市とフェリー船社だけで事を進めようとしていることであり、さらにフェリー船社は港運協会と港運事業者とは協議する必要はないとしていることである。

(2) 横須賀市は本年9月からフェリーターミナル上屋建設のため、横須賀新港埠頭の使用制限をしており、10月14日、既存の事業者が埠頭使用許可を求める訴えを横浜地裁に起こしている。

(3) 既存の車両船の荷主も作業効率の低下を懸念し、横須賀新港埠頭からの撤退する可能性を示唆していることから、港湾労働者の雇用と就労が脅かされる。

(4) 「カーフェリーに関する確認書」にもあるように本件の新規航路開設・就航にあつたて、雇用就労に直接影響することから、事前協議委員会の協議課題とすることができないかを申し入れた。

具体的にはユーザーが、港運サイドに対して耳を傾けない、あるいは協議する姿勢がないような場合に、ユーザーからの申請を待つのではなく、二者：二者協議の一方の当事者である労働組合側から事前協議中のルールとしてあり得ると考える。その視点で検討を要請した。

- (5) 業側から、日港協が船社に働きかければ「圧力」となり問題であるとしたが、この案件は承知している。本日の事前協議会で提案されたことを受け止めるとした。

以 上

<添付> 10月29日(木) 中央事前協議会事案